「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」等に係る意見募集の結果について

令和８年６月 26 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」等について、令和８年５月 11 日から同年６月９日まで御意見の募集を行ったところ、19 件の御意見をいただきました。

命令案に関するいただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見を適宜整理させていただいております。

また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
軍事費(防衛費)に係る税の徴収のためや、その他目的のためにマイナンバーを利用できるよう整備することに反対します。こんなことで不用意に国民の負担を増やそうとするのは異常です。防衛費の中抜きを禁止してしっかりした装備を揃えるのが先でしょう。こんなことためにマイナンバーを利用するのは悪用としか言えません。	本改正案では、防衛特別所得税の徴収等に関する事務その他の事務において、国民の利便性の向上、行政運営の効率化及び公正な給付と負担の確保を目的として、マイナンバーを利用できるよう所要の整備を行うものです。 今後も国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。
第第九条を第九条に改める改正は、本来官報正誤でやるべきと思われるが、改正によって対応するならば、今回改正以前の期間における本件の規定が空文であったとみなされる疑念を生じぬよう、遡及適用を定める必要があるのではないか。	ご指摘の「第第九条」を「第九条」に改める改正は、実質的な法規範の内容を変更するものではなく、表記上の誤りを実質的な法規範の内容に即したものに訂正するものであることから、遡及適用の規定を設ける必要はないものと考えます。
このまま進めて頂きたいです。	賛成の御意見として承ります。
改正番号利用法（令和７年法律第 38 号）の施行日は、2026 年６月１日である（令和８年政令第 139 号、令和８年４月 10 日官報号外第 85 号）にも関わらず、具体的事務を定める本命令の改正は６月 26 日公布・施行の予定である。これは行	本改正は、お示しの「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」（令和７年法律第 38 号。以下、「改正法」という。）以外の法改正により行政手続における特定の個人

政府の怠慢により法の施行日を有名無実化している。 なぜ命令改正手続きが遅延し、法の施行日に間に合っていないのか事情を伺いたい。	を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）別表に規定された事務も含め、当該別表に規定された事務の内容並びにマイナンバー制度の情報連携が可能となる事務及び情報を明示的に定めるものであるところ、必ずしも改正法の施行日に公布・施行されるものではないため、御指摘は当たらないと考えています。
本改正案は、行政手続における添付書類の削減、審査の迅速化、給付や資格管理の適正化に資するものであり、行政事務の効率化という方向性には賛成します。 特に、健康保険、生活保護、就学支援金、国家資格登録等の事務において、必要な範囲で情報連携を行うことは、申請者の負担軽減や行政の確認作業の効率化につながると考えます。 一方で、マイナンバーを利用した情報連携は、行政機関間で個人情報の利用範囲を広げるものであり、利便性の向上だけでなく、目的外利用、過剰照会、誤情報による不利益、本人が知らないまま不利益処分を受けるリスクについても十分に考慮する必要があります。 そのため、本改正にあたっては、次の点を明確にすることを求めます。 1. 利用目的と利用範囲を明確に限定すること 「事務の効率化」や「適正な管理」という一般的な説明だけでは、情報連携の範囲が過度に拡大する懸念があり、本人の権利利益に大きく関わる情報は特に、利用目的を具体的に限定する必要があります。 2. 必要最小限の情報連携とすること 必要な情報項目を最小化し、不要な情報まで取得・保存しない運用を求めます。 3. 本人が照会履歴・利用履歴を確認できる仕組みを整備すること 行政内部で監査可能にするだけでは不十分であり、本人が自分の情報の利用状況をわかりやすい形で確認できる仕組みを整備することが、マイナンバー制度への信頼確保に不可欠です。 4. 本人による訂正・削除・利用停止等の請求	マイナンバーの利用及び提供が認められる範囲について、番号利用法及び同法に基づく命令等で定められた範囲に限定されております。 自己に関する情報が行政機関等の間で情報連携された場合には、その情報連携された情報が記録されるとともに、マイナポータル上で本人が確認することができる仕組みとするなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みを整備しております。 なお、自己に関する情報について不適切な利用等があれば、個人情報保護法に基づく利用停止請求等が可能です。 また、現在でも番号利用法では、マイナンバーを取り扱う者に対して安全管理措置を義務付けているほか、独立性の高い機関（個人情報保護委員会）が監視・監督を行い、故意にマイナンバーを含む個人情報を提供する等の違法な取扱いがあった場合には、厳しい罰則を適用することとしています。 なお、情報照会件数データの提供等を通じて、情報連携の実施状況の把握や改善に資する取組を行っております。

手続を整備すること 　情報連携の誤りに関する訂正請求手続や利用範囲の制限等に関する確認措置を整備するなど、不適切な利用に対して是正を求められることが重要です。 　5. 不適切な照会・目的外利用に対する罰則と処分を強化すること 　本人の権利利益を大きく侵害する可能性があるため、不適切な照会等に備え、懲戒処分等の厳格な対応を明確にし、照会権限を持つ職員や委託先事業者に対しては、アクセス権限の最小化、定期的な権限棚卸し、利用目的の事前入力、異常照会の自動検知を義務づけるべきです。 　6. 国民の信頼を得るために、運用状況を定期的に公表すること 　情報連携の件数や監査結果等、個人が特定されない形で定期的に公表することを求めます。 　7. 省令改正後も、継続的な事後評価を行うこと 　制度開始後の効果や不適切照会等を評価し、効果とリスクを継続的に検証する仕組みが必要です。 　以上より、本改正案の方向性には賛成しますが、情報連携の拡大にあたっては、利用目的の限定、情報項目の最小化、本人による照会履歴の確認、訂正・削除・利用停止等の請求手続、不適切利用時の罰則強化、運用状況の公表を明確に制度化することを求めます。 　行政効率化と給付・資格管理の適正化は重要ですが、それは本人が自分の情報の利用状況を確認し、不適切な利用に対して是正を求められる仕組みと一体で進めるべきです。	
個人情報の利用促進反対	マイナンバーの利用及び提供は、番号利用法及び同法に基づく命令等で定められた範囲に限定されております。 　したがって、本改正に関する手続は、マイナンバーを法令上の根拠なく、利用及び提供される手続ではありません。 　引き続き、国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。

反対（ほか同旨５件）	国民の皆様からの御理解を得られるよう に努めてまいります。
反対。個人情報流出しやすくなる。	マイナンバー制度では、 ①行政機関等の保有する個人情報は、一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとする、 ②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、法の規定によるものに限定する、 ③不適切な取扱いについては、個人情報保護委員会が特定個人情報を取り扱う行政機関、独立行政法人等に対する監視・監督を行う等、 制度・システムの両面において、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられております。 国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。
マイナンバー制度における情報連携の拡大については、行政手続の効率化や利便性向上の観点から一定の意義がある一方で、利用範囲の拡大に伴い、本人による監査可能性の確保についても併せて強化すべきである。 そのため、情報連携の対象を拡大する場合には、以下の措置を検討いただきたい。 ・本人が閲覧可能な監査ログの範囲を拡大すること ・どの行政機関が、いつ、どの情報を利用したか確認できるようにすること ・利用目的を本人が確認できるようにすること ・誤った情報利用や不適切な利用が判明した場合の訂正・救済手続を明確化すること 情報連携の拡大そのものの是非だけでなく、利用状況を本人が確認できる仕組みを整備することで、制度に対する国民の信頼向上にもつながると考える。	デジタル庁においては、自己に関する情報が行政機関等の間で情報連携された場合に、マイナポータル上で本人が ・照会機関 ・情報照会者部署名 ・照会日時 ・提供機関 ・提供日時 ・やりとりされた情報の名称 などを確認することができる仕組みを整備しております。 また、自己に関する情報について不適切な利用等があれば、個人情報保護法に基づく利用停止請求等が可能です。
総じて、市井の者に個人番号がばく露されないような形での手続となっているのであれば特に問題が無いのではないかと思われる。 したがって、個人番号がばく露され得る既存の手続について、ばく露が発生しないように制度の	マイナンバーの利用及び提供は、番号利用法及び同法に基づく命令等で定められた範囲に限定されております。 したがって、本改正に関する手続は、マイナンバーを法令上の根拠なく、利用及び提供される手

改正を行う等、政府はすみやかに問題の認識と是正を行うようにされたい。	続ではありません。
2（1）健康保険法の資格取得の届出に関する事務における出入国関係情報等の情報連携に係る規定の整備について、 健康保険法 48 条は「被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項」を保険者等に届け出なければならないと定めている。 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 24 条の規定には、健康保険組合・協会けんぽにおいて、事業所に常時使用される方は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく、被保険者となるため、被保険者の資格の取得及び喪失の審査については国籍等の実態を把握必要性もない。出入国関係情報及び在留カード関係情報の情報提供する必要がない。 また、仮に加入資格情報の適切な管理のためであっても、健康保険法施行規則第 24 条第１項の被保険者の資格取得の届出に係る事実の調査に関して、国籍にかかわらず、日本国籍でも調査する必要がある。外国籍のみが加入資格情報の適切な管理のため健康保険法 50 条の調査を受けることは差別といわなければならない。	外国人加入者について、現在、健康保険組合・協会けんぽにおいては、資格取得の届出の審査時に在留カード関係情報等の取得を行っておらず、在留資格情報等の実態把握ができていない実態があります。 また、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和８年１月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）において、 「健康保険における保険者（健康保険組合・協会けんぽ）において、加入者の在留資格情報等を簡便に取得できるようにすることが重要」とされたところです。 これらを踏まえ、健康保険についても、在留カード関係情報等の取得を進める必要があり、保険者がこうした情報の取得を簡便に行うことができるよう、今回改正を行うものです。
2（3）生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務等における出入国関係情報等の情報連携に係る規定の整備について 生活保護受給者が海外へ転出する場合、日本国籍であっても、保護は廃止となるため、以下の規定を追加すべきである。 日本人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務の処理のために、出入国関係情報関係情報の情報提供並びにその提供の求めをできることとする。	御意見ありがとうございます。 いただいた御意見については、今後の制度運用及び見直しの検討に当たっての参考とさせていただきます。
第一条による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第十八条の八第二号の改正について、「第第九条」を「第九条」に改めているが、「第第九条第一項」を「第九条	御意見の通り修正いたします。

第一項」に改めるようにすべきではないか。この点、ワークブック法制執務第２版問 154（P392）においても「第〇条第〇項」を引用すべき旨が示されている。	
行政の効率化を名目に、マイナンバーの利用事務を拡大し続ける姿勢に強く反対する。国民の生存基盤であるはずの行政手続が、いつの間にか国民を監視・管理し、システムの中に閉じ込めるためのツールへと変質している。行政が真に優先すべきは、個人の情報を紐付け、管理の網を広げることではなく、複雑で不透明な行政手続そのものを簡素化し、庶民が迷わず利用できる環境を作ることである。管理のコストと監視の恐怖ばかりが膨らむ現状に対し、国民はもはや行政への信頼を失っている。これ以上の利用拡大を即刻停止し、デジタル庁は『管理のための効率化』から『国民のための利便性向上』へとその目的を根本から改めるべきである。	マイナンバー制度は、行政の効率化と国民の利便性向上を実現し、公平・公正な社会を実現するデジタル社会の基盤となっています。例えば、災害対策や社会保障制度、税制等に関する事務において、行政機関等の間での情報連携を行うことにより、住民票の写しや課税証明書等の添付書類を省略可能とする施策を推進しております。 これにより、行政側では市区町村の窓口での各種書類の発行事務負担が、国民側では各種書類の取得のため市役所に出向くことや取得した書類の提出といった負担が軽減され、手続きが簡素化されております。 引き続き、国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。